

1. 調査委託契約書案

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる調査項目に係る業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

調査項目「平成21年度ラトビア共和国におけるGISプロジェクト発掘調査」

（契約金額等）

第2条 甲は、次に掲げる契約金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

契約金額 ¥

（うち消費税額及び地方消費税額 ¥ ）

（委託期間）

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

委託期間 平成 年 月 日から平成22年3月19日まで

（委託業務の実施）

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が平成 年 月 日（平成 年 月 日改正）に定めた調査委託契約約款（以下「約款」という。）及び約款に附帯される特別約款に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。

2 前項の規定による特別約款は、次のとおりとする。

なし

（実施計画書）

第5条 委託業務の目的、内容、主たる実施場所及び実施に要する経費の内訳等は、別添委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約において、乙に対し、契約保証金を全額免除する。

(不正行為等に対する措置)

第7条 乙が、約款第21条第1項第3号に規定する行為を行ったときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第8条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長

乙

2. 調査委託契約約款

(1) 約款本文

第1章 委託業務の実施

(委託業務の実施)

第1条 乙は、実施計画書に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に従って実施しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施中、事故その他委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生したときは、発生したときから7日以内に、その旨を甲に通知しなければならない。

(再委託)

第2条 乙は、委託業務をさらに第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、甲が認めた場合はこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書により委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。ただし、乙が委託業務の一部を日本国の国公立研究機関及び独立行政法人並びに国立大学法人又はこれに準ずる機関（以下「国立機関等」という。）に再委託する場合にあつては、本契約の規定にかかわらず、国立機関等の受託研究に関する規則等によることができるものとする。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、様式第4による権利義務承継承認申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(委託業務の管理)

第4条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 委託業務の進捗状況、実施方法等に関する報告を求めること。
 - 二 甲の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち合わせることに。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲が行う指示が実施計画書の変更に係る場合は、第7条又は第8条に規定するところによる。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について調査委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠからⅡの合計金額の20%以内に限り、流用(Ⅳ再委託費との間の流用を除く。)することができる。

- Ⅰ 労務費
- Ⅱ その他経費
- Ⅲ 間接経費
- Ⅳ 再委託費

(帳簿等の整備)

第6条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に要する経費を調査委託費積算基準に定める経費項目に従って、前項の帳簿に記載し、かつ、その支出内容を証明し、又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度(甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。)の終了日の翌日から起算して5年間とする。

第2章 変更手続

(契約変更)

第7条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- 一 委託業務の実施の中途において、契約金額、委託期間又は実施計画書に定められた委託業務の目的の変更を行う必要が生じたとき。
 - 二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 委託期間が事業年度を超える契約において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は本契約の内容を変更できるものとする。

(実施計画書等の変更)

第8条 乙は、前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合、及びそれ以外の場合で実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う必要が生じたときは、様式第1による委託業務実施計画変更申請書1通を甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。なお、乙が甲に申し出て、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は第5項及び第6項に規定するところによる。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された実施計画書の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は変更申請を承認する。
- 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により委託業務実施計画変更申請書を承認した場合は、次の手続を行う。
 - 一 前条の規定に基づき本契約の内容を変更する場合は、変更契約を締結する。
 - 二 第1項の規定により実施計画書に記載された内容の主要な変更を行う場合は、甲の承認をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 5 乙は、第1項なお書に規定する実施計画書の軽微な変更が生じたときは、様式第1による委託業務実施計画変更届出書1通を甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、前項の規定により委託業務実施計画変更届出書を受理した場合は、当該受理日をもって変更契約が締結されたものとみなす。
- 7 甲又は乙は、その代表者、住所又は社名を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

第3章 概算払・確定

(概算払)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実

施に要する経費を乙に支払うこと(以下「概算払」という。)ができる。

- 2 乙は、前項の規定により概算払を請求するときは、様式第2-1による支払請求書を提出するものとする。

(実績報告書等の提出)

第10条 乙は、委託業務の完了の日(第21条、第22条又は第23条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内)又は委託期間の終了日のいずれか早い日までに、様式第3による委託業務実績報告書(以下「実績報告書」という。)1通を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、毎年3月31日(以下「年度末基準日」という。)までに、様式第3による委託業務中間実績報告書1通を甲に提出しなければならない。

(検査及び報告の徴収)

第11条 甲は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

- 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
- 二 その他甲が必要と認めた検査

- 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

- 一 実績報告書に記載されている調査の内容と支出した経費との整合性
- 二 実施計画書と実績報告書の内容の整合性
- 三 第6条に掲げる帳簿、書類
- 四 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

- 4 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の事業所(再委託者の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。

- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

- 6 乙は、前項の通知を受けたときは、調査委託契約約款別表に掲げる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

- 7 甲が必要があると認めるときは、甲の主務省である経済産業省の職員を立ち会わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 8 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(甲が支払うべき額の確定)

第12条 甲は、前条第1項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認めるときは、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額を甲が支払うべき額として確定し、乙に対して通知する。

- 2 前項の額の確定は、調査委託費積算基準によるものとする。

(確定額の請求及び支払)

第13条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、様式第2-1による支払請求書により、前条第1項の規定により確定した額（以下「確定額」という。）を甲に請求するものとする。ただし、既に第9条に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部を不当と認めるときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された支払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(相殺)

第14条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求により、既に概算払を受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「過払金」という。）を甲に返還しなければならない。

- 一 概算払の額が、第12条第1項に規定する確定額を超えるとき。
- 二 概算払の額が、第24条第1項に規定する甲の負担すべき額を超えるとき。
- 三 概算払の額が、第24条第2項に規定する甲の支払い義務の全部又は一部を免除した後の甲の負担すべき額を超えるとき。
- 四 その他過払金のあるとき。

2 乙は、第11条第2項第2号の検査の結果、第13条第2項の規定に基づき既に支払いを受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。

3 乙は、前二項の過払金を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。ただし、国庫補助金を財源とする事業にあつては、この限りでない。

第4章 成果の取扱

(調査報告書等の提出)

第17条 乙は、委託期間内に、様式第3による委託業務実績報告書とともに、調査報告書及び要約書の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。

2 前項の電子ファイル化が技術的に困難と甲が認めた場合は、乙は、印刷・製本された調査報告書を甲に提出することができる。この場合においても、要約書は電子ファイル化されたもの1部を提出しなければならない。

3 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、年度末基準日までに、様式3による委託業務中間実績報告書とともに、当該年度において委託業務の結果得られた成果等を記載した中間調査報告書の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。ただし、年度末基準日が委託期間の終了日の場合には、この限りではない。

4 甲は、調査報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料等の提出を乙に求めることができるものとする。

(成果の帰属)

第18条 乙が委託業務の実施により得た成果は、すべて甲に帰属するものとする。

2 前項の成果に係る著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

(著作権等の保証)

第18条の2 乙は、甲に対し、調査報告書について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 調査報告書について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

(成果の発表又は公開)

第19条 乙は、委託業務の結果得られた成果を発表若しくは公開し、又はそのために調査報告書を翻案しようとするときは、それらを行おうとする日の10日前までに（ただし、発表若しくは公開に先立ち原稿等の締切日がある場合は、原稿等の締切日より10日前までとする。）甲に届け出なければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られたものです。」

2 甲は、前項の届出の内容が不適切なときは、当該届出受理後7日以内に修正（中止を含む。）を指示するものとし、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、前二項に基づき、既に発表又は公開された成果を再度発表又は公開したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 第1項の届出及び第3項の報告をしなければならない期間は、当該事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議によりこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

第5章 雑則

(通知の発効)

第20条 甲から乙に対する文書の通知は甲の発信の日から、乙から甲に対する文

書の通知は甲の受信の日からそれぞれ効力を有するものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
 - 二 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - 三 乙が甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 四 実施計画に定める登録研究員が、委託業務に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究成果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為。以下、同じ。）を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 五 実施計画に定める登録研究員が、委託業務に関して公的研究費の不正使用等（研究資金の他の用途への使用又は本契約の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）があったと認定されたとき。
- 2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更に伴い、甲が当該業務の中止を決定した場合は、1ヶ月の予告期間を定めて乙に通知することにより、中止を決定した日以降の契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第23条 その他本契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

(危険負担等)

第24条 第21条第1項の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない

委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。

- 2 第21条第2項、第22条及び前条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

（不正行為等に対する措置）

第25条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるときは、乙の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

- 3 甲は、研究活動の不正行為については、甲が別に定めた研究活動の不正行為への対応に関する機構達（平成19年度機構達第17号）に基づき、必要な措置を講じることができるものとする。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、第11条第2項第2号に規定する検査を行うものとする。

- 5 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該確定後過払金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、確定後過払金の額につき年5%の割合により計算した利息、又は確定後過払金の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。

- 6 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

- 7 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

- 8 一の契約書において複数の者と調査委託契約を締結する場合において、契約者のうち特定の一の者が第1項から第6項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の一の者のみに適用されるものとする。

（研究活動における不正行為への対応）

第25条の2 乙は、研究活動における不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）に基づき不正に関して適切に対応しなければならない。

(公的研究費の不正な使用等への対応)

第25条の3 乙は、公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づき不正な使用等の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めなければならない。

2 甲は、前項に掲げる乙の体制整備等の状況について、乙に対し報告させるとともに、不正な使用等の防止のために特に必要があると認めるときは現地調査を行うことができる。また、甲は、乙の体制整備等の状況について問題があると認められる場合には、乙に対し必要な措置を講じるものとする。

(履行遅延金)

第26条 乙は、乙の責に帰すべき事由により実績報告書又は調査報告書若しくは中間調査報告書をそれぞれの提出期日に遅延して提出したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、履行遅延金を免除することができる。

(違約金)

第27条 甲が第21条第1項の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として、解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降の部分を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

2 乙が第22条の規定により本契約の全部又は一部を解除したときは、甲は違約金として解除部分（解除日が属する事業年度の翌事業年度以降の部分を除く。）に対する契約金額の百分の十に相当する金額を、乙に支払わなければならない。

3 甲又は乙は、前二項の違約金を相手方の指定する支払期日までに支払わないときは、未払金額に対して支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した延滞金を支払わなければならない。ただし、国庫補助金を財源とする事業にあつては、この限りでない。

(賠償責任)

第28条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害について、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わない。

(変更契約地)

第29条 甲及び乙が第7条の規定に基づき本契約を変更する契約を締結するときは、甲の法人登記上の主たる事務所の所在地においてこれを行う。

(裁判管轄)

第30条 本契約に関する訴は、横浜地方裁判所の専属管轄に属する。

(諸手続の委任)

第31条 乙は、甲に事前に通知することなく、本契約に規定する様式（様式第2-2及び様式第4を除く）による承認申請及び届出を、実施計画書に定める業務管理者又はその上長に委任することができる。

(取得した個人情報の管理)

第32条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対し必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(ポータルシステムの活用)

第33条 乙は、甲が提供する電子情報処理組織（ポータルシステム）を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、約款に定める様式を用いて提出することを妨げない。

(協力事項)

第34条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第5号に要する経費は、甲の負担とする。

- 一 成果に関する資料（調査報告書及び中間調査報告書を除く。）の作成
- 二 甲が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- 三 委託業務に係る日本国政府の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応

四 委託業務完了後の評価等に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席

五 甲が開催する事業報告会等における報告及びそれに伴う資料の作成

(存続条項)

第35条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第21条、第22条若しくは第23条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第6条第3項、第11条第8項及び第19条第4項

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第3条、第19条及び第25条

三 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から1年間効力を有するもの。

第34条第1号から第5号まで

(その他定めのない事項等の取扱)

第36条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

一 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

二 独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

三 独占禁止法第66条第4項の審決が確定したとき

四 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

2 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規

定する刑が確定したとき

- 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第49条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第50条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第66条第4項の審決についての審決書
- 四 独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の場合の契約解除等）

第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）につい

て、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

附 則

この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この標準契約書は、平成20年3月10日から施行し、平成20年度事業から適

用する。

附 則

1. この標準契約書は、平成21年3月10日から施行し、平成21年度事業から適用する。
2. 改正後の業務委託費積算基準の規定は、平成21年度に新たに締結する契約について適用し、これ以前に締結した契約については、なお従前の例による。

(2) 様式

様式第1	委託業務実施計画変更（申請・届出）書
様式第2-1	支払請求書
様式第2-2	振込指定口座番号登録申請書
様式第3	委託業務（実績・中間実績）報告書
様式第4	権利義務承継承認申請書

(3) 調査委託契約約款別表

別紙1-1	経費発生調書
別紙1-2	〃（修正額内訳書）
別紙1-3	〃（総括表）
別紙1-4	〃 【複数年度契約】
別紙1-5	〃（総括表） 【複数年度契約】
別紙2	月別項目別明細表
別紙3	健保等級証明書
別紙4	給与証明書
別紙5	労働時間証明書
別紙6	NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）
別紙7	委託業務従事日誌
別紙8	労務費積算書
別紙9	NEDO労務費単価一覧表（期間・率専従者用）
別紙10	委託業務従事月報
別紙11	期間専従証明書
別紙12	NEDO労務費単価一覧表（日専従者用）
別紙13	委託業務従事日誌（日専従者用）
別紙14	事業進捗状況報告書
別紙15	実績報告書に添付する労務費を計上しない登録研究員の従事状況

(4) 調査委託費積算基準